

ガバニングボードの開催及び運営に関する要領について

令和 4 年 2 月 1 7 日

ガバニングボード決定

1. これまで、ガバニングボードについては、①「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード」の開催について」（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議議長決定）及び②「戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード運営要領」（平成 25 年 12 月 5 日ガバニングボード座長）に基づき、開催及び運営を行ってきたところ。
2. しかしながら、平成 31 年 2 月に「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成 26 年 5 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）が改正され、「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」と同一のガバニングボードが設置されるなど、①及び②に規定されている内容と実態とに、やや乖離があることに加え、組織改正に伴う組織名の変更等、所要の改正も必要になっている。
3. このため、①及び②の内容を踏まえつつ、「ガバニングボード開催要領」及び「ガバニングボード運営要領」をそれぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めることとする。

（以上）

(別紙1)

ガバニングボード開催要領

令和4年2月17日

ガバニングボード決定

- 1 「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議)に基づくガバニングボード(以下「ガバニングボード」という。)については、同基本方針に定めるもののほか、本要領に基づき開催することとする。
- 2 ガバニングボードの構成員は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者をいう。)とする。
- 3 ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。
- 4 ガバニングボードの座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 ガバニングボードの庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

ガバニングボード運営要領

令和4年2月17日
ガバニングボード座長

(ガバニングボードの運営)

第1条 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議)に基づくガバニングボード(以下「ガバニングボード」という。)の議事の手続きその他ガバニングボードの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

(座長)

第2条 座長は、ガバニングボードの事務を掌理する。

2 座長がガバニングボードに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(構成員の欠席)

第3条 ガバニングボードに属する構成員がガバニングボードを欠席する場合は、代理人をガバニングボードに出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 ガバニングボードを欠席する構成員は、座長を通じて、当該ガバニングボードに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第4条 ガバニングボードは、構成員の半数が出席しなければ、ガバニングボードを開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(公開)

第5条 ガバニングボードの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりガバニングボードの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(審議内容等の公表等)

第6条 座長は、ガバニングボードにおける審議の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、ガバニングボードの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ガバニングボードに関し必要な事項は、座長が定める。